

積算基準〔4 下水道〕（平成28年10月30日以降適用）

訂正内容

頁		訂正前	訂正後（平成28年10月30日以降適用）
第3編 設計委託	総目次並びに下水道施設設計業務積算基準	「ストックマネジメント基本計画」と記載のある部分	「ストックマネジメント実施方針」と読み替える。
<p>※管路施設、ポンプ場、終末処理場に適用する。</p>			

